

【陳情第7号】

「御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件」についての審査報告

産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました陳情第7号「御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件」について、令和元年10月24日午前10時より審議会室において、産業厚生常任委員7名、執行部から関係各課の職員5名が出席し、審議を行いました。

審議に先立ち、陳情書提出者である上辺田見区長の本田英明氏、南木倉区長の宮村泰秀氏、地権者代表の赤星宏高氏に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、全員で現地を調査しました。

現地では、宅地開発された団地と、隣接する1.6ヘクタールの水田の間を町道辺田見高校線と用水路が平行して通っている状況を確認しました。建設課の説明によると、団地内から延びる公衆用道路の末端部分は、都市計画法による開発許可制度に基づき、県と事業者の協議の結果「排水用地」となっており、その部分を町道に認定して町道辺田見高校線と接道することは難しいのでないかということでした。

また、町道辺田見高校線は、一部を除き非常に幅員が狭く、隣接する水田を将来開発するとしても大型工事車両等の通行はできない状態となっていました。

現地確認の後の審議において、本件を継続審議とすることとし、閉会しました。

その後、12月23日午前11時より審議会室において、陳情書提出者3名及び関係各課の職員4名の出席のもと、本件にかかる2回目の委員会を開催し、再度審議を行いました。

これまでの審議において、委員からは、

- ① 町道辺田見高校線への接道ができないなら、公衆用道路をただちに町道にす

る必要性は低いのでは。

- ② 公衆用道路を町道に認定して車両の通行が多くなれば、交通事故の増加が懸念されることから、周辺住民の理解を得るのは難しいのでは。
- ③ 「先祖から受け継いだ大切な農地であり、町活性化のため有効に開発してほしい」という陳情者の意向も十分理解できる。
- ④ 周辺地域の内水氾濫防止のためにも、将来の青写真をもとに一体的な開発を行うなかで町道辺田見高校線の拡幅を行ったほうがよいのでは。

などの意見が出され、本件について採決を行った結果、全会一致で「不採択」とすることに決しました。

本会議においても、委員長の報告どおり「不採択」としていただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。